

地震・・・その時に備えて！

建築住宅課からのお知らせです

★木造1戸建て住宅の耐震診断を実施します。

地震による住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりの推進を図るため、市では今年度も木造個人住宅の「耐震診断」を実施します。

この事業は、希望する皆様の家に、「耐震診断技術者」を派遣し調査を行い、大規模地震に対する防災意識と市民の耐震対策を支援するものです。

◇調査対象建物

診断の対象は、次の条件をすべて満たすものです。

○昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で、建築された住宅

○木造の個人住宅で2階建以下の建物(長屋及び共同住宅以外の建物)

○所有者が市内に住所を有し、かつ、自らが居住していること

◇診断費用 無料 ※市が全額負担します。(一部国、県の補助金を活用)

◇募集戸数 10戸(申込順)

◇締切日 平成18年7月31日(月)

★耐震改修する方は、補助金が受けられます!!

木造1戸建て住宅の耐震改修支援事業を実施します。

平成15年度から行っている「木造住宅耐震診断支援事業」の一環として、木造住宅の「耐震改修支援事業」を実施します。

この事業は、この診断により補強の必要があると診断された住宅の耐震改修工事を行う方に、市が県の補助制度を活用して行うものです。

◇対象住宅

対象となる住宅は、①に該当し、②または③の判定が必要となります。

①市税(市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納していない方で、市が実施している山梨県木造住宅耐震診断マニュアルなどに基づいて耐震診断を行った結果、総合評点が0.7未満の住宅

②補強計画は、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」などにより総合評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う住宅

③(社)山梨県建築士事務所協会等の建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたもの

◇耐震改修工事

○基礎、柱、はり、筋かい(耐力壁)の補強または軽量化のための屋根の葺き替え工事などによる改修工事

○補強計画策定費(一般耐震診断、補強設計)

○増・改築工事及び耐震性を伴わないリフォーム等の工事は除く。

◇補助額 耐震改修工事費の1/2(限度額60万円)

◇締切日 平成18年7月31日(月)



募集戸数 100戸(申込順)
締切日 平成18年7月31日(月)

補助額 10,000円

対象建築物

調査の対象となる建築物は、次の各号に該当するものとする。
市内に住所を有し、市税などを滞納していない方で、自らが居住している住宅、長屋共同住宅または店舗等併用住宅。

民間住宅のアスベスト分析調査事業を実施します。
現在、肺がんや中皮種などアスベスト(石綿)が原因と見られる健康被害が全国的に波及し、新たな公害問題となっていることについて、市では、アスベストによる市民の健康や環境不安に対処するため、また安心して暮らし続けることができるよう、市民の皆さんが実施されるアスベスト調査費用の一部について補助を行います。

家のアスベスト調査を
実施してみませんか

問合せ先 建築住宅課 建築担当